

常陸太田市パブリック・コメント手続実施案件に関する概要説明書

令和 8 年度 第 1 号		
1	案 件 名	常陸太田市第 7 次総合計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）
2	概 要	本市は、常陸太田市第 6 次総合計画基本構想に掲げた将来像である「幸せを感じ、暮らし続けたいと思うまち 常陸太田 ～子育て上手その先へ さらなる魅力の創造～」の実現を目指して、様々な施策に取り組んできました。しかしながら、合併後 20 年が経過し、地域の一体感の醸成が進む一方、少子高齢化や人口減少の進行、自然災害の多発化、デジタル化への対応といった、多様化、複雑化する多くの課題に直面しています。 このような課題を解決するため、本市の特性を活かしたまちづくりの方向性を明らかにするとともに、持続可能で自立した地域社会の実現を目指し、今後 10 年間の行財政運営の基本方針として「第 7 次総合計画」を策定します。
3	公 表 日	令和 8 年 10 月 1 日（木）
4	意 見 等 の 提 出 期 限	令和 8 年 10 月 30 日（金）
5	資 料 の 公 表 日 時	1 窓口（6「資料の公表場所」の 1～3 に掲げる場所） 上記公表日から意見等の提出期限までの期間のうち、次に掲げる日を除く毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日 (2) 土曜日、日曜日 2 市ホームページ（6「資料の公表場所」の 4 に掲げる場所） 上記公表日から意見等の提出期限までの期間中常時
6	資 料 の 公 表 場 所	1 企画課 2 広報広聴課 3 各支所 (1) 金砂郷地域振興課 〒313-0113 常陸太田市高柿町 137 電話 76-2111 (2) 水府地域振興課 〒313-0213 常陸太田市町田町 163-1 電話 85-1111 (3) 里美地域振興課 〒311-0505 常陸太田市大中町 1653 電話 82-2111 4 市ホームページ https://www.city.hitachiota.ibaraki.jp
7	公 表 資 料 名	常陸太田市第 7 次総合計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）
8	資 料 の 公 表 方 法	配布 閲覧 閲覧及び配布 （注） 7「公表資料」は、6「資料の公表場所」の 1～3 に記載の各所において閲覧できます。 6「資料の公表場所」4 においてはダウンロードによる配布を行います。
9	公 表 の 周 知	1 ひたちおおたお知らせ版（令和 8 年 9 月 10 日号） 2 市ホームページ（令和 8 年 10 月 1 日付）

10	意見を出せる方	次のいずれかの要件を満たしている方に限ります。 ア 市内に住所を有する者 イ 市内の事務所又は事業所に勤務する者 ウ 市内の学校に在学する者 エ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 オ その他パブリック・コメント手続に係る事案に利害を有する個人及び法人その他の団体
11	意見等の提出方法及び提出先	郵便、ファクシミリ、持参、電子メールのいずれかにより提出してください。意見書の様式は特に定めていませんが、意見書の題名は「常陸太田市第7次総合計画基本構想（案）及び前期基本計画（案）パブリック・コメント」としてください。 1 提出期間 令和8年10月1日（木）から令和8年10月30日（金）まで。 郵便は10月30日消印有効、ファクシミリ・電子メールは10月30日午後5時15分到着分まで有効とします。 持参は、10月1日（木）から10月30日（金）までの期間のうち、5「資料の公表日時」1の(1)～(2)に掲げる日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで受け付けます。 2 提出先 (1) 郵便 14「問い合わせ先」の1に記載のあて先 (2) ファクシミリ (0294) 72-3002 (3) 持参 6「資料の公表場所」の1～3に記載の各所 (4) 電子メール ① 企画課 kikaku1@city.hitachiota.lg.jp 3 提出の際のご注意 意見等の提出権の確認や必要に応じて提出していただいた意見等の内容について照会するため、提出者の住所、氏名、勤務先（または学校名等）を必ず明記してください。 なお、提出に要する経費は、提出者の負担とさせていただきます。
12	個人情報の取り扱い	意見等提出の際にお預かりした個人情報は、11「意見等の提出方法及び提出先」で示した目的のみに利用し、それ以外の目的では利用しません。
13	意見等の公表	意見等の取りまとめが済み次第、6「資料の公表場所」において公表します。 なお、類似の意見等については取りまとめの上公表します。 また、提出いただいた意見等について個別に回答することはいたしませんので、あらかじめご承知おきください。
14	問い合わせ先	1 本案件の内容に関すること 常陸太田市 企画課 企画係 (〒313-8611 常陸太田市金井町 3690 番地 電話 72-3111 内線 312) 2 パブリック・コメントの実施手続に関すること 常陸太田市 広報広聴課 広聴係 (〒313-8611 常陸太田市金井町 3690 番地 電話 72-3111 内線 126)
15	備考	